

お知らせ

記者発表資料 令和4年12月23日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、元代表取締役が贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ 東京都港区虎ノ門1丁目23番1号

2. 指名停止措置期間

令和4年12月23日 ～ 令和5年3月22日 (3ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者の元代表取締役は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大会スポンサーの契約業務などを担当する販売協力代理店に選定されるよう、当時の大会組織委員会理事に組織委員会のマーケティング専任代理店側に対する働きかけを依頼し、その謝礼を渡したとして、令和4年10月19日、贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」にて準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第4号イ(贈賄)に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第4号>

措置要件	期間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約課長 原田 明典 (内線2511)

◎総務部 専門調査官 長崎 直生 (内線2514)

港湾空港部 082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約管理官 新林 健二 (内線130)

◎総務部 経理調達課 専門官 堀田 裕 (内線132)